

第3章 強盗致死事件検証調書

第1節 強盗致死事件検証調書の留意点

強盗殺人あるいは強盗致死事件は、同時に強盗事件と、殺人事件または傷害致死事件あるいは傷害事件の複合されたものであるから、検証調書の作成に当たっても先に殺人事件、強盗事件について述べたところと同じことがいえるわけである。したがって、記載例としては重複のきらいはあるが、何分いわゆる検証には、強盗事件がきわめて多いと思われるので、古い実例ではあるが、人名、地名等を除き、原文のまま、あえて記載してみた次第である。

第2節 記載例

東京都中野区のある住宅街で、1日の勤めを終った若いサラリーマンが、家に帰ってみると妻の応答がない。玄関も開いたままになっている。家の内に上ると奥6畳間に若妻が首を絞められて殺されていたというのが、この事件である。

急報により、警察が出動し、現場に臨検した上、一応強盗殺人事件として捜査を開始した。検証はその翌朝行われた。もちろん犯人はまだわからない。「検証調書(甲)(様式第40号)」は、次頁参照。

様式第40号(刑訴第218条,第222条)

検証調書(甲)

平成〇〇年 1月20日

警視庁野方警察署

司法警察員 警部補 遠山 忠相 ㊟

被疑者 氏名不詳者 に対する 強盗殺人 被疑事件につき、
本職は、平成〇〇年 1月 14日付け 東京地方 裁判所 裁判官
岸茂三郎 の発した検証許可状を 中田太郎 に示して、下記のとおり
検証をした。

1 検証の日時

平成〇〇年 1月 15日 午前〇時 〇分 から 午前11時40分まで

2 検証の場所又は物

東京都中野区大塚7丁目1914番地中田太郎方居宅及びその付近並びに中田美智子の死体

3 検証の目的

上記中田方における強盗殺人事件の犯行日時・場所及び犯行の手段・方法を明らかにするため

4 検証の立会人(住居、職業、氏名、年齢)

東京都中野区大塚7丁目1914番地
会社員 中田 太郎

5 検証の経過

- (1) 現場の位置及びその付近の様相
- (2) 現場及びその付近の状況
- (3) 被害現場(室内)の様相
ア
イ
ウ
エ
- (4) 被害の状況
被害者
被害金品
- (5) 証拠資料
証拠物
指紋
- (6) 気象状況

(注意) やむを得ない理由により令状を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格A4)

5 検証の経過

(1) 現場の位置及びその付近の様様

本検証の対象である中田太郎方は、東京都中野区大塚7丁目1914番地であって、青梅街道バス通りのバス停仲町停留所と本町停留所とのほぼ中央東側にある岡村葬儀店と長山ガレージとの間の幅約2.5メートルの道路を東に約60メートル進み、味噌屋山井三郎方とその西隣吉井正吉方との間にある幅員2メートルの道を左（北）折して、その突き当たりにある門構の木造瓦葺平家一戸建の敷地である。

前記中田方付近は、いわゆる「中野区」で、人家は割合稠密である。中田方の西及び北は同番地西郷麻呂で、人家は幅員7メートルくらいへだて、東側は1メートルくらいで東条光政方に接し、南側は2メートルの道路をへだてて、大都一郎方、山井三郎方台所となっている。詳細は添付見取図第1及び第2のとおりである。

(2) 現場およびその付近の状況

中田太郎方は、玄関2畳、茶の間4畳半、座敷6畳、台所、便所、物置等に分かれ、その方位、間取り等は、別紙見取図第2に示すとおりである。

同家の南側は、高さ約2メートルのトタン塀で囲い、その塀の内側は約6.6平方メートルの庭になっており、植木を植え、物干場として使用して

【注意】

① 「塀の内側の庭」というのは、見取図第2によると、木戸をはさんで東西にある。ここでは、東側の庭をいっているようであるが、「植木を植え」というと、西側のようでもある。また、これを東側の庭とすると、西側の庭については、一言も触れていないことになる。この辺はもう少し詳しく書いたほうがよい。

① いたらしく、この庭から玄関に通ずるところは、写真No.20に示すような木戸があって、庭の方から猿鍵を施す装置になっている。この庭の東側に3.3平方メートルあまりの土地を板で囲い、これにトタン板で屋根を葺いた物置がある。

中田方の東側東条方との間の幅約1メートルの路地は、東条方台所および中田方台所に通ずるもので、その路地の入口には開き戸が建てつけてあるが、この開き戸には鍵の設備はない。中田方の北側は西郷方との間に高さ約2メートルの竹垣がある。これは前記東条方との間の路地の突き当たりには、木戸が作ってあって、西郷方に開けるようになっているが、その木戸は西郷方側に差込錠がしてある（見取図第1第2参照）。

④ 西側は、約7、8平方メートルの庭になっており、前記西郷方に接する

【注意】

② この表現も多少わからない。むしろ「中田家の東側、東条方との間は、幅約1メートルの路地は、前記東条方の路地の南端、表通路に出るところは木戸になっており、ここからこの路地を通って東条方台所あるいは中田方台所に行けるようになっている。云々」と書いたほうがわかりよい。

③ 「路地の突当りには」と書く、調書を読んだだけでは、何かこの西郷方の木戸も路地につけてあるように考えられるが、見取図第2によると決してそうでない。したがって「この竹垣の東端より約何メートル、丁度前記東条方との間の路地からみて、正面に当る箇所に」と書いたほうが、よほどわかりよいであろう。

④ 単に「西側」といっても、今まで説明していた北側の庭の西側か、玄関前の庭の西側か、あるいは中田家の西側か判断がつかないであろう。また、北側の庭の東側、井戸のある地点付近について、なんらの説明がない。